

総務委員会資料

1 平成28年第1回定例会提出予定議案の説明

- ・資料1 川崎市固定資産評価審査委員会の概要
- ・資料2 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の概要
【議案第8号関係】
- ・資料3 川崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の概要
【議案第13号関係】
- ・資料4 川崎市契約条例の一部を改正する条例新旧対照表
【議案第15号関係】
- ・資料5 「川崎市契約条例の一部改正について」に係るパブリックコメント手続の実施結果について

平成28年2月10日

財 政 局

川崎市固定資産評価審査委員会の概要

1 固定資産評価審査委員会の概要

固定資産課税台帳に登録された価格に関する納税者の不服の審査については、審査の衡平を期するため、当該価格を決定した市町村長に処理させることとせず、独立した合議制の機関で慎重に審査決定をすることとし、市町村に固定資産評価審査委員会を設置することとされている。

2 川崎市固定資産評価審査委員会の委員

(1) 委員の定数

12人

(2) 委員の構成（平成28年2月現在）

不動産鑑定士	4人
税理士	3人
公認会計士	1人
弁護士	3人
建築士	1人

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の概要

1 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の概要

選挙管理委員会などの行政委員会の委員の報酬額及び附属機関の構成員の報酬額の上限などを定めるもの
第1条第1項第11号において、固定資産評価審査委員会委員の日額報酬額を定めている。

2 固定資産評価審査委員会委員の報酬の額を改定する理由

不服の審査に当たっては、固定資産の評価に関する専門的な知識や経験が求められることから、本市の委員会では、不動産鑑定士、税理士、弁護士等の学識経験者を委員としている。事案の複雑化や新たな行政不服審査法の施行等を踏まえ、今後も引き続き、本市の委員会において円滑かつ適切に不服の審査を行っていくため、委員の報酬の額を引き上げる。

3 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">○川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例 昭和22年5月20日条例第12号</p> <p>第1条 次の者に報酬として各下記の金額を支給する。 (1)～(10) 略 (11) 固定資産評価審査委員会委員 日額 <u>16,000円</u> 2 略 3 略 4 略 第2条から第5条 略</p>	<p style="text-align: center;">○川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例 昭和22年5月20日条例第12号</p> <p>第1条 次の者に報酬として各下記の金額を支給する。 (1)～(10) 略 (11) 固定資産評価審査委員会委員 日額 <u>11,000円</u> 2 略 3 略 4 略 第2条から第5条 略</p>

川崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の概要

1 川崎市固定資産評価審査委員会条例について

固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出における、固定資産評価審査委員会の審査の手続等、審査に関し必要な事項を定めるもの

2 行政不服審査法等の改正

(1) 行政不服審査法の全部改正（平成26年6月13日公布 平成28年4月1日施行）

不服申立ての手続である異議申立てが審査請求に一元化される等、不服申立制度の見直し

(2) 地方税法の一部改正（平成26年6月13日公布 平成28年4月1日施行）

行政不服審査法の全部改正に伴い、地方税法における固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出及びその決定の手続の見直し

3 条例改正の内容

行政不服審査法等の施行に伴い、新たに固定資産評価審査委員会の審査の手続等において適用することとされた事項等について定めるもの

（改正の主な内容）

・審査申出書の送付（第7条）

審理の迅速性を担保する観点から、委員会は、速やかに審査申出書を市長に送付することとされたことに伴う改正

・審理手続の終結（第12条）

手続の透明性を確保する観点から、審理手続の終結を審査申出人及び市長に通知することとされたことに伴う改正

・決定書の作成（第13条）

手続の公正性・透明性を確保する観点から、決定書の記載事項が定められたことに伴う改正

4 適用区分

「平成28年度以後の年度分の固定資産課税台帳に登録された価格」及び「平成27年度以前の年度分の固定資産課税台帳に登録された価格で、平成28年4月1日以後に登録・修正されたもの」に係る審査の申出から適用する。

川崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案	改正前
<p>○川崎市固定資産評価審査委員会条例 昭和26年10月18日条例第49号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）<u>第432条第2項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項並びに法第433条第9項及び第436条の規定に基づき、</u>川崎市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) <u>審査の申出に係る固定資産課税台帳に登録された価格</u></p> <p>(3) 審査の申出の趣旨及び理由</p> <p>(4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</p> <p>(5) 審査の申出の年月日</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、<u>総代を互選した場合</u>又は代理人によって審査の申出をする場合には、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、<u>その資格を証する書面を添付しなければならない</u>。</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団である場合にあっては代表者又は管理人、<u>審査申出人が総代を互選した場合にあっては総代、審査申出人が代理人によって審査の申出をする場合にあっては代理人</u>）が押印しなければならない。</p> <p>5 審査申出人は、審査申出書（添付書類を含む。）の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。</p>	<p>○川崎市固定資産評価審査委員会条例 昭和26年10月18日条例第49号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）<u>第436条の規定に基づき</u>、川崎市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 審査の申出の趣旨及び理由</p> <p>(3) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</p> <p>(4) 審査の申出の年月日</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、<u>総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは</u>、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない</u>。</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、<u>代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、</u><u>代理人によって審査の申出をするときは</u><u>代理人</u>）が押印しなければならない。</p> <p>5 審査申出人は、審査申出書（添付書類を含む。）の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。</p>

改正案	改正前
<p>6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</p>	
<p>(審査申出書の受理)</p>	<p>(審査申出書の受理)</p>
<p>第5条 委員会は、審査申出書が提出された場合には、<u>速やかに</u>、その記載事項、提出期限、その他の事項について調査し、それが適法に記載され、かつ、提出期限内に提出された場合には、これを受理しなければならない。</p>	<p>第5条 委員会は、審査申出書が提出された場合には、<u>すみやかに</u>、その記載事項、提出期限、その他の事項について調査し、それが適法に記載され、<u>且つ</u>、提出期限内に提出された場合には、これを受理しなければならない。</p>
<p>(審査申出書の補正)</p>	<p>2 前項の審査申出書を受理した場合には、市長に通知しなければならない。</p>
<p>第6条 委員会は、審査申出書の記載事項に<u>不備</u>がある場合は、期限を定めて審査申出人にその不備を補正させなければならない。</p>	<p>(審査申出書の却下)</p>
<p>2 委員会は、<u>前項の場合において</u>、審査申出人が前項の期限までに不備を補正しなかったときは、当該審査の申出を却下することができる。</p>	<p>第6条 委員会は、審査申出書の記載事項に<u>欠陥</u>がある場合は期限を定めて審査申出人にその欠陥を補正させなければならない。</p>
<p>(書面審理)</p>	<p>2 委員会は、<u>審査申出書を却下した場合はその旨を審査申出人に通知しなければならない。</u></p>
<p>第7条 委員会は、<u>審査の申出がされたときは、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第24条の規定により当該審査の申出を却下する場合を除き、速やかに、審査申出書の副本を市長に送付しなければならない。</u></p>	<p>(書面審理)</p>
<p>2 委員会は、相当の期間を定めて、市長に正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p>	<p>第7条 委員会は、<u>書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</u></p>
<p>3 委員会は、<u>市長から弁明書の提出があったときは、その副本を審査申出人に</u>送付しなければならない。</p>	<p>2 委員会は、<u>弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</u></p>
<p>4 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、委員会が定めた期間内にこれに対する反論書を提出することができる。<u>この場合において、審査申出人は、正副2通の反論書を提出しなければならない。</u></p>	<p>3 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、委員会が定めた期間内にこれに対する反論書を提出することができる。</p>
<p>5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、その副本を市長に送付しなければならない。</p>	
<p>(口頭審理)</p>	
<p>第9条 略</p>	<p>(口頭審理)</p>
<p>2 略</p>	<p>第9条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

改正案	改正前
<p>ことができる。 （費用弁償）</p> <p><u>第15条</u> 法第433条第7項の規定によって関係者（審査申出人及び市から給料を受ける職にあるものを除く。）の出席を求めた場合は、その者に対して川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）別表の4等級に相当する旅費を費用弁償として支給する。</p> <p>2 略 （固定資産評価審査委員会規程への委任）</p> <p><u>第16条</u> この条例に定めるもののほか委員会の運営につき必要な事項は委員会の規程で定める。</p>	<p>ことができる。 （費用弁償）</p> <p><u>第14条</u> 法第433条第7項の規定によって関係者（審査申出人及び市から給料を受ける職にあるものを除く）の出席を求めた場合は、その者に対して川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）別表の4等級に相当する旅費を費用弁償として支給する。</p> <p>2 略 （固定資産評価審査委員会規程への委任）</p> <p><u>第15条</u> この条例に定めるもののほか委員会の運営につき必要な事項は委員会の規程で定める。</p>

川崎市契約条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市契約条例 昭和39年3月30日条例第14号</p> <p>(作業報酬下限額)</p> <p>第7条 第1項 略</p> <p>2 作業報酬下限額は、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める額その他の事情を勘案して定めるものとする。</p> <p>(1) 特定工事請負契約 市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価において職種ごとの単価として定められた金額</p> <p>(2) 特定業務委託契約 <u>神奈川県について決定された最低賃金法(昭和34年法律第137号)第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額</u></p> <p>第3項から第4項 略</p>	<p>○川崎市契約条例 昭和39年3月30日条例第14号</p> <p>(作業報酬下限額)</p> <p>第7条 第1項 略</p> <p>2 作業報酬下限額は、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める額その他の事情を勘案して定めるものとする。</p> <p>(1) 特定工事請負契約 市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価において職種ごとの単価として定められた金額</p> <p>(2) 特定業務委託契約 <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準において本市に適用される額</u></p> <p>第3項から第4項 略</p>

「川崎市契約条例の一部改正について」に係るパブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

本市では、公契約制度（市で定めた賃金の下限の額（以下、「作業報酬下限額」という。）以上の支払いを契約条項に盛り込むもの）を実施しております。

現在、当該制度対象の業務委託（以下、「特定業務委託契約」という。）について、作業報酬下限額を定めるに当たって勘案する額（本市に適用される生活保護基準）の見直しを検討しており、パブリックコメントの手続により広く市民の皆様から意見を募集しました。

意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する市の考え方等について、次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	川崎市契約条例の一部改正について
意見の募集期間	平成27年11月20日（金）～平成27年12月21日（月）
意見の提出方法	電子メール・郵送・FAX・持参
意見の閲覧場所	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ・各区役所（市政資料コーナー） ・情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・財政局資産管理部契約課（明治安田生命ビル13階）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ・各区役所（市政資料コーナー） ・情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・財政局資産管理部契約課（明治安田生命ビル13階）

3 意見募集結果の概要

意見提出数	2通
電子メール	1通
FAX	0通
郵送	1通
持参	0通

4 御意見の内容と対応

寄せられた御意見は、特定業務委託契約の作業報酬下限額を定めるに当たって勘案する額の見直しの検討や今後の公契約制度の運用の参考となる御意見であったことから、当初の考え方とおおり、条例改正の手続を進めます。

(1) 御意見の件数と対応区分

- A 御意見を踏まえ、考え方（案）に反映させたもの
- B 考え方（案）の趣旨に沿った御意見であるもの
- C 見直しの検討、今後の公契約制度運用の参考とするもの。
- D 考え方（案）に対する御意見・御要望であり、一部改正（案）を説明・確認するもの
- E その他

(2) 御意見の件数と対応区分

項 目	A	B	C	D	E	計
考え方に対する御意見			1			1
その他の御意見					1	1
合 計（意見数）			1		1	2

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 考え方に対する御意見

番 号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区 分
1	公共事業の品質の確保や労働者のモチベーションが保てるよう、しっかりと検討して欲しい。	作業報酬下限額を定めるに当たって勘案する額を、生活保護基準から最低賃金へ見直すことで、公共事業の品質の確保、労働者のモチベーション維持に貢献できるものと考えております。 具体的な作業報酬下限額につきましては、作業報酬審議会の意見も踏まえながら適切な額を決定してまいります。	C

(2) その他の御意見

番 号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区 分
1	建築設計に係る入札について、指名競争入札から一般競争入札にすべき。	建築設計に係る入札につきましては、平成24年4月より、解体撤去工事、防水・外装工事、耐震改修工事等の建築設計業務のうち、設計者の創造性、技	E

		術力、経験などの差異による影響を比較的受けにくく、周辺環境への配慮が比較的少ないものを対象に、市内業者を入札参加資格として一般競争入札を実施しているところです。	
--	--	--	--